

2. 俘虜法典編纂問題

464

昭和4年3月18日 在本邦スイス國公使宛

赤十字条約改訂による俘虜法典制定に關する

国際會議開催に於ける我が方意見

右記 | 昭和四年一月一一日付在本邦スイス國公使より

田中外務大臣宛第XII22号

右會議に対する我が方意見要請

II 昭和四年三月條約局

右會議開催に至る経緯

条 | 第七回

Tokio, le 18 mars 1929.

Monsieur le Ministre,

J'ai l'honneur d'accuser réception à Votre Excellence de sa lettre no. XIII. 22, datée du 21 février dernier, relative à la Conférence convoquée en vue de révision de la Convention du 6 juillet 1906 pour l'amélioration du

prisonniers de guerre, sur l'hygiène dans ces dépôts, sur la nourriture et l'habillement, etc. dans le projet d'un code sur les prisonniers de guerre.

2. Le Gouvernement ne voit aucun inconvenient à la participation à la Conférence du Comité international de la Croix-Rouge et de l'Ordre Souverain de Malte.

3. Le Gouvernement estime qu'il conviendrait de soumettre, en outre, si cela est possible, à l'examen et aux délibérations la Convention pour l'adaptation à la guerre maritime des principes de la Convention de Genève et la Convention sur les bâtiments hospitaliers.

Veuillez agréer, Monsieur le Ministre, les assurances réitérées de ma haute considération.

signature de Ministre.

(右仮訳)

以書翰啓上致候陳者客月二十一日付第XII22号貴翰ヲ以テ戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ状態改善ニ關スル千九百六年七月六日ノ条約改正及俘虜ニ關スル法典制定ヲ目的トスル

国際會議ニ關シ御申越ノ趣敬承致候

sort des blessés et malades dans les armées en campagne ainsi qu'en vue de l'élaboration d'un code sur les prisonniers de guerre.

Je m'empresse de Vous communiquer ci-dessous l'avis du Gouvernement Impérial à ce sujet :

1. Le Gouvernement Impérial ne voit aucune objection à ce que les deux projets de convention soient mis en délibération.

On pourrait admettre que les deux projets doivent contenir par leur nature, l'un et l'autre des dispositions détaillées ; mais s'ils entrent dans des prévisions trop minutieuses, il est à craindre qu'il n'en résulte une difficulté d'adaptation aux circonstances. Il est donc nécessaire que les projets soient simplifiés autant que possible ; il vaudrait mieux alléger, entre autres, les dispositions spéciales concernant les officiers, ainsi que les dispositions sur l'installation des dépôts de

本件ニ關スル帝国政府ノ意見左記ノ通ニ有之候

1' 11条約案トモニ議題トハナヘ審議スルコト差支ナハ
但ハ右11案ニモ其性質上詳細ニ規定シ置クコトハ一面必

要ナルクハナテ雖モ余リニ細田ニ亘リテ規定シ之カ適用ニ
臨ハズハ實際ニ合セサルカ如キ結果ヲ生スルノ虞アルヲ
以テ成ルハク条約案ヲ簡単ナラシムルノ要アルベク就中
俘虜ニ關スル法典案中俘虜取容所ノ設備、衛生、栄養、
被服、將校ニ關スル特定事項ノ如キハ一層緩和ヤシムル
ヲ可ヌベ

1' 赤十字國際委員会及 Ordre Souverain de Malte ヘシ
議參加方差支ナハ

11' 出來得ハ「ハレネーヴ」条約ノ原則ヲ海戦ニ應用ス
ル条約及病院船ニ關スル条約ヲモ調査審議スルヲ適切
認ム

右回答旁本大臣ハ茲ニ重テ閣下ニ向テ敬意ヲ表ハシ候

敬具

(右記)

Tokio le 21 février 1929.

XIII. 22
Monsieur le Baron,

Par note No. 28/T2, Votre Excellence a bien voulu,

le 4 décembre 1928, me faire savoir qu'après avoir pris
l'avis des autres Ministères intéressés, Elle me
commuquerait la réponse du Gouvernement Impérial

relative à la Conférence diplomatique qui se réunira à
Genève, au mois de juin prochain, en vue, d'une part, de
reviser la Convention du 6 juillet 1906 pour

l'amélioration du sort des blessés et malades dans les
armées en campagne et, d'autre part, d'élaborer un code
sur les prisonniers de guerre.

J'ai l'honneur de porter à la connaissance de Votre
Excellence que j'attacherais le plus grand prix à pouvoir
renseigner mon Gouvernement sur les intentions du
Gouvernement Impérial en ce qui concerne la
Conférence dont il s'agit.

Veuillez agréer, Monsieur le Baron, les assurances de
ma plus haute considération.

Le Ministre de Suisse :

E. Traversim (signé)

Son Excellence

Monsieur le Baron Giichi Tanaka

Ministre des Affaires étrangères etc., etc., etc.,

(付 記II)

十九百六年ノ「ハコネーヴ」条約改正及俘虜ニ関スル法
典制定ノ目的・ペル国際会議

説明書

一

一、一九二一年ノ春「ハコネーヴ」ニ開催セラレタル第十
回赤十字国際総会ハ戰地ニ於ケル軍隊ノ傷者病者ノ状態
改善ニ關スル一九〇六年七月六日ノ「ハコネーヴ」条約
ノ改正案ヲ採択シ赤十字国際委員会ヲシテ右案ヲ「ハコ
ネーヴ」条約加盟国ノ各政府ニ通告セシメ其意見ヲ求メ
ハメタリ

同時ニ該総会ニ列国政府ニ於テ俘虜ニ關スル条約締結方
ノ希望決議ヲ為シ右条約ノ基礎トナルキ原則ヲ定メ而
シテ赤十字国際委員会ヲシテ右原則ヲ「ハコネーヴ」条
約加盟国ニ通告セシメタリ

二、関スル法典案ヲ採択セリ

六、茲ニ於テ第十一回赤十字国際総会ハ「ハコネーヴ」条
約改正案及俘虜ニ關スル法典案ヲ瑞西國政府ニ移牒シ適
當ノ時機ヲ見テ国際会議ヲ召集センコトヲ希望セリ

二

次テ同委員会ハ一九二一年六月一十六日第一回会章ヲ以
テ各國政府ニ向ヒ「ハコネーヴ」条約改正案ニ關スル
意見並ニ俘虜ニ關スル法典制定ノ可否及右法典制定ヲ
「ハコネーヴ」条約改正会議ニ於テ討議スルコトハ可右
ヲ問合セタリ

瑞西國政府ノ意見ニ從ヘハ

四、之ニ勢ヲ得テ赤十字国際委員会ハニツノ委員会ヲ組織
シテ「ハコネーヴ」条約改正案ヲ審議セシメ他ヲ
シテ俘虜ニ關スル法典案ヲ作成セシメタリ該委員会ハ右
法典案ノ作成ニ當リ大戰中締結セラレタル條約、各國政
府及各國赤十字社ノ意見ヲ参考トセリ

近キモノナルモ

(イ) 俘虜ニ關スル法典ハ最初ノ企ニシテ且複雜ニシテ時間
ノ都合上第十一回赤十字国際総会ニ於テ詳細ニ討議セ
ラレサリシヲ以テ未タ準備的ナル法典ノ域ヲ脱セスト
雖モ尚法典編成ノ基礎ト為スニ十分ト言フヘン
従ツテ「ハコネーヴ」条約改正ハ最早長時間ノ論議ノ必要要
ナカルキヲ以テ之ノミニテ国際会議ヲ開ク必要ナシ故ニ
俘虜ニ關スル法典制定ヲモ合セテ一ノ国際会議ヲ召集スル
ヲ便トスシ

五、一九二三年ノ夏開催セラレタル第十一回赤十字国際總
會ハ別ニ新ナル「ハコネーヴ」条約改正案ヲ採択セリ但
シ右案ハ第一案ト大差ナシ
該總會ハ又赤十字国際委員会ニ依リ作成セラレタル俘虜

一、大正十四年二月二十七日在京瑞西国代理公使ハ書翰ヲ以テ帝国政府ニ対シ(一)千九百六年七月六日ノ「ジュネーヴ」条約ノ改正ヲ目的トル會議ニ参加スヘキヤ(二)俘虜ニ関スル法典制定ニ主義上協力スルノ意向ヲ有スルヤ(三)「ジュネーヴ」条約ノ改正案ヲ議スヘキ外交會議ニ俘虜ニ関スル法典ノ制定ヲモ委任スルコトニ同意ナリヤノ三點ヲ承知シタキ旨申越シタリ

二、帝国政府ハ大正十四年七月十八日付ヲ以テ右三点ノ何レニ対シテモ主義上贊同スル旨回答セリ

三、越ヘテ昭和三年十一月二十二日在京瑞西国公使ハ書翰ヲ以テ本件會議ハ昭和四年六月ニ開催ノ予定ナル處帝国政府ニ於テ議題ノ基礎トナルヘキ案ニ対シ意見及提案ナキヤ並本件會議ニ赤十字國際委員会及 Ordre Souverain de Malte(マルタ教団)ノ參加方ニ関シ異議ナキヤ回答アリ度旨「ジュネーヴ」条約改正案及俘虜ニ関スル法典ヲ添ヘテ申越シタリ

四、依テ外務省ハ右ノ旨陸海両省ニ通知シ其意見ヲ求メタル處海軍省ヨリハ本年一月十八日付ヲ以テ

(一)出来得レハ「ジュネーヴ」条約ノ原則ヲ海戦ニ應用スル處海軍省ヨリハ本年一月十八日付ヲ以テ

又改正案第十四条第一項【材料中ニハ輓馬ヲ含ム】ハ單ニ輓馬ノミナラス其他ノ馬匹軍用犬等ヲ含ムノ意味トスル為『動物』ト改ムルヲ可トセん

趣回答アリタリ

465 昭和4年6月27日 田中外務大臣より
在スイス吉田(伊三郎)公使宛(電報)

我が方代表決定について

本 省 6月27日後発

第九号

貴電第四号ニ関シ

本邦委員六月二十四日付ヲ以テ貴官ノ外左ノ通被仰付

在仮砲兵中佐

下村 定

在仮海軍中佐

三浦 省三

隨員六月二十五日付左ノ通命セラル

天城書記官

在白

本野書記官

在獨陸軍一等軍医 松田 鞠

在獨海軍医少佐 神林 美治

委員付六月二十六日付左ノ通命セラル

在仮

在白

在寿府

中山書記生

中沢書記生

阿南書記生

ル条約及病院船ニ関スル條約ヲモ調査審議スルヲ適當ト認ム

(二)二条約案共ニ議題トシテ審議スルコト差支ナシ

(三)赤十字國際委員会及「マルタ」救保協会ノ會議ニ参加差支ナキ旨回答アリ

陸軍省ヨリハ

「条約改正案及法典案共ニ其性質上詳細ニ規定シ置クコトハ一面必要ナルヘシト雖モ余リニ細目ニ亘リテ規定シ之カ適用ニ際シ反ツテ實際ニ合セサルカ如キ結果ヲ生スルノ虞アルヲ以テ成ルヘク條約案ヲ簡単ナラシムルノ要アルヘク就中法典案中俘虜収容所ノ設備、衛生、栄養、被服、將校ニ關スル特定事項ノ如キハ一層緩和セシムルヲ可トス

トハ一面必要ナルヘシト雖モ余リニ細目ニ亘リテ規定シ之カ適用ニ際シ反ツテ實際ニ合セサルカ如キ結果ヲ生スルノ虞アルヲ以テ成ルヘク條約案ヲ簡単ナラシムルノ要アルヘク就中法典案中俘虜収容所ノ設備、衛生、栄養、被服、將校ニ關スル特定事項ノ如キハ一層緩和セシムルヲ可トス

トハ一面必要ナルヘシト雖モ余リニ細目ニ亘リテ規定シ之カ適用ニ際シ反ツテ實際ニ合セサルカ如キ結果ヲ生スルノ虞アルヲ以テ成ルヘク條約案ヲ簡単ナラシムルノ要アルヘク就中法典案中俘虜収容所ノ設備、衛生、栄養、被服、將校ニ關スル特定事項ノ如キハ一層緩和セシムルヲ可トス

466 昭和4年6月29日 田中外務大臣より
在スイス吉田公使宛(電報)

赤十字條約改正および俘虜條約制定會議に対する我が方方針

本 省 6月29日後発

第一二号

貴電第六号ニ関シ

本件會議ニ対スル陸軍海軍外務三大臣ノ訓令左ノ通電報ス

之ニヨリ措置セラレ度シ

一、一般方針

「ジュネーヴ」条約改正案及俘虜ニ關スル法典案共ニ其性質上詳細ニ規定シ置クハ一面必要ナルヘシト雖モ余リニ細目ニ亘ル時ハ之カ適用ニ際シ反ツテ實際ニ適合セサル結果ヲ生スル虞アルカ故ニ條約案ヲ可成簡単ナラシムルヲ可トス特ニ俘虜ニ關スル法典案ノ如キハ本邦ハ歐米諸國ト生活様式ヲ異ニスルヲ似テ精細ナル規定ハ実行不可能ナリ故ニ法典案中俘虜收容所ノ設備、衛生、栄養被服、將校ニ關スル特定事項ノ如キハ一層緩和スルヲ可トス向後ノ戰争ニ際シ俘虜ノ取扱ニ關スル適否ハ中立国

及赤十字国際委員会ノ合法的干渉ニ依リ外交上ノ問題ト

ナリ世界ノ批判ヲ受クルニ至ルヘキカ故ニ本法典ニ関シ
テハ日本トシテ今後不利ヲ招カサル様注意スルハ肝要ナ
リ

一、逐条的方針 左記ニ從ヒ主張ヲ為スく

(イ) 赤十字条約案ニ関シテハ(英案ニ依ル)

第二条 敵ノ手ニ落チタルモノハ總テ(sont) prisonniers de guerre)ト言フハ正シカラス、軍医、赤十字員ノ如キ

ハ俘虜トナラス即「第十、第十一、第十二条ニ規定スル人員ヲ除ク」ト訂正スく

第四条第一項 (tous les prisonniers tombés) メアル「アリゾニエ」ヲ取去リ他ノ適當ナル文字ニ換フく

俘虜トナラサル人員、医者及赤十字員ノ如キモ速カニ其負傷、病状ヲ報告セラルルヲ至當トナス故ナリ

第一項 (Croix Rouge Internationale) メセルハ正シカラベ (le Comité international de la Croix Rouge) ト改ムく

第五条 (Blessés et malades des armées) ハ armées ハ 取去ルヘシ軍隊ノ人ト限ル理ナシ他ノ人モ同シリ取扱フ

第六条 (charitable) ハ文字ヲ取り去ルヘシ赤

<二>

第十一條 (Sociétés de secours volontaires) ハ croix rouge ト改ムく 今日ハ此ノ名称ノ方法律的ナリ國際連盟規約第二十五条ニ明文アリ

第十三條 (voie sera ouverte) ハ条件ハ必要ナシ「軍事上ノ要求」ノ方カ大切ニシテ之ノミニテ充分ナリ依テ二条件ヲ一条件トスル方可ナリ

第十四条 le même entretien ハ même logement ハ付テハ「人種宗教ヲ參酌シテ適當ニ定ムく」トカ「国情ニ依リ適當ニ定ムく」ノ如キ意味ニ變フく

西洋人ハ東洋人ノ衣食住ニテ生活シ得ス原案ノ儘ニテハ必スヤ不服生スく日露及日独戰争ノ實例ニ依ルヘシ

第十七条 Sociétés de secours volontaires ハ「赤十字」ト改ムく

第十八条末項 文字ノ用法ニ過失アリ Personnel カréquisition サルルハ意不明ナリ此点第十一回赤十字國際總会ノ採択セル案ハ seront soumis aux règles メアル故可ナリ

第二十四条第二項 (charitable) ハ文字ヲ取り去ルヘシ赤

十字ノ活動ハ現今ニ於テハ charité ハ限ラス國際連盟規約第二十五条ニ依ル activité ト改ムく

(faire usage de l'emblème) ハ次ニ d'après l'usage en temps de guerre ハ加フくシ然ラサレハ明白ヲ欠キ規定ノ効果少々

赤十字ノ記号使用ヲ正確ナラシムルカ為ノ規定ナルヲ以テ唯「使用ヲ許ス」ニテハ不明瞭ナリ如何ニシテ如何ナル人及物件ニ使用スルカラ明確ニスルヲ要ス明細ニ規定スルモ可ナリ「戰時ニ準シテ」ト定ムルモ一方法ナリ此記号ヲ付シタル人ヲ國際的ニ尊重スルノ一条ヲ加ヘ更ニ其物件ノ免稅ヲ規定スルハ一層適當ナリ

日本ハ大地震ノ際米国ヨリ輸入セル救護物件ハ免稅ノ取扱ヲ受ケシモノナリ日本トシテハ此事ヲ引用主張スルハ正シキ態度ナルヘシ

支那ニ於テ平時ノ活動ヲ為スニ付テモ赤十字ノ人員ト物件トニ付テ支那人ヨリ尊敬セラルル如クニ規定シ置クコトハ日本ノ為ニ甚大ナル便益アルナルヘシ

(ロ) 俘虜ニ關スル法典案ニ付テハ(英案ニ依ル)

第九条第一項 「一定ノ地域ニ自由居住スル」 ハ付テ「必

ス宣誓ヲ為サンマルコト」ノ条件ヲ付スルハ適當ナルヘシ

第十条第三項 「収容所以外ノ散歩」ハ自由ナリヤ引率ナリヤ此点案文明確ヲ欠ク日露戰爭當時ハ士官ハ自由トシ兵卒ハ引率トシタリ斯クノ如ク規定スル要アルヘシ

第四十三条 「中立國 librement ハ通牒」スルコトニセハ全々通信ノ檢閱ヲ廢止スルコトニナリ弊害アルヘシ「検査ノ下ニ自由ニ通信ス」ト改ムく

第五十六条 「ペント水」ト云フ事ハ歐米本位ノ法文ナリ「米」ノ文字ヲ入ルヘシ

第八十三条 既ニ釈放セシモノハ法廷ニ引出ス能ハス「再ヒ捕ヘラレタル場合ニハ」トノ文字ヲ入ルヘシ然ラサレハ本条ハ空文ニ終ルヘシ

第八十四条 Seuls ハ文字アル故本条ハ第六十九条及

第七十条ト一致セサルカ如キ感アリ直ニ本国ニ帰還シ得サル者他ニアル故此文字ヲ削除スく

~~~~~

467 昭和4年7月3日 在ジュネーヴ會議委員より

幣原外務大臣宛(電報)

## 会議開催につき衛生飛行機問題などに關し我

### が方方針請訓

付記 昭和四年七月五日付在ジュネーヴ下村(定)陸

軍中佐より字垣(一成)陸軍大臣宛下電第一号

条約案の逐条審議状況について

ジュネーヴ 7月3日前發

本省 7月4日前着

### 第二号

吉田公使宛貴電第一二号前段ノ一般方針ヲ會議ノ劈頭演説シタルニ多数ノ委員ハ大体此ノ主義ニ賛成セリ

會議ハ瑞西政府ヨリ最初ニ各国ニ配布セシ赤十字ノ手ニ成レル兩條約案ヲ討議ノ基礎トスルコトトナリ

左ノ点御訓示仰キ度シ

(一)瑞西國旗徽章濫用防止ノ件(document一第二十一頁)

(二)前記条約案中我例ニ抵触スル項(例へハ俘虜處罰ノ規程)アル處改正赤十字條約第二十七条及第二十八条ノ如キ約束ヲ應諾セラルヘキヤ

(三)平時戰時ニ於ケル條約ノ解釈適用ニ關スル紛議ヲ義務的司法又ハ仲裁裁判ニ付スル案

### (付記)

ジュネーヴ 7月5日後8時55分發

陸軍省 7月6日後1時10分着

### (付記)

ジュネーヴ 7月5日後8時55分發

本省 7月7日前着

下電第一号  
(7月8日外務省写接受)  
より財部海軍大臣に請訓

ジュネーヴ 発

本会議ハ二日ヨリ分科会ヲ編成シテ兩條約案ノ逐条審議ニ

移レリ五日迄ノ主ナル議事左ノ如シ

一、衛生飛行機ニ就イテハ多分外務省經由三委員発電第二

号報告ノ条件通過スル見込ナリ

二、俘虜ノ待遇ニ就イテハ當該分科会ニ於テ下村ヨリ大臣

訓令及前記電報記載ノ趣旨ニ基キ原案中ノ細密ナル規定

及數字ノ削除ヲ主張シタル所米国外三國贊成シ討論ノ結

果逐次其説優勢トナリ遂ニ分科会ハ日本外二國委員ノ手

ニテ原案第十乃至第十五條ヲ一括シテ簡單ナル修正案文

ヲ起草セシムルコトヲ決議スルニ至リシモ反対ノ氣分尚

盛ナリ

三、俘虜ニ關スル條約ヲ海軍空軍ノ交戦者及ビ敵商船乗組

員等ニ適用セントスルノ議アリ追テ具体的ニ審議セラル

ルコトトナルヤモ計ラレズ右外務海軍両省へ伝達ヲ乞フ

~~~~~

(四)衛生飛行機ニ関スル御方針

(以下下村ヨリ陸軍大臣へ御伝ヘテ請フ)

尚逐条審議ニ当リ左ノコトヲ提議スル予定

(一)衛生飛行機利用ノ価値ハ之ヲ認ムルモ同機力彼我ノ戰線

ヲ横断スルコト著シク戰線ニ接近スルコト並ニ地上ヨリ

中立ノ標識ヲ認め得サル如キ高度(英仏ハ千米ト提案ス)

ヲ以テ飛行スルコトヲ禁止ス

(二)中立國衛生勤務員カ交戰國ノ承認ナクシテ戰場ニ行動ス

ルコトヲ成ル可ク制限ス(瑞西政府提出赤十字第十一條bis)

(三)俘虜及我軍ニ收容セル衛生勤務員ニ對スル給与其ノ他待遇ノ程度ハ同一地方ニ在ル我軍同一階級ノ軍人ト同等ナラシムルコトヲ原則トシ且ツ衣食住等ハ我原本來ノ習慣ニ従フヲ本旨トスルコト(瑞西政府提出俘虜section 第二赤十字第十三条)

ト思考スルニ付テハ右ノ如キ条項ノ加ヘラルル場合モ出来
得ル限り之ヲ許サハ等ノ字句ヲ挿入シテ成ルヘク之ヲ緩和
スルコトニ努力致スヘキモ之ニ関スル御方針至急回調ヲ請
フ

~~~~~

469 昭和4年7月9日 在ジュネーヴ会議委員より  
幣原外務大臣宛(電報)

俘虜の待遇に関する赤十字国際委員会の関与  
問題などにつき各國委員と内話について

第四号 在瑞西公使宛貴電第一二号ニ閲シ

(一) 条約案ヲ簡単ニシテ我現行法ニ抵触スル箇条ヲ除クコトニ努メ居レリ

(二) 主ナル国ノ委員ト連絡シ俘虜待遇ニ関スル中立国及赤十字国際委員会ノ閥与ヲモ成ルヘク防止スル方針ナル処英國委員 Warner ハ政府ハ委員会ノ閥与ヲ欲セサルニ付之ニハ必ス交戦國ノ同意ヲ要スルコトヲ主張スヘキ旨ヲ議ナシト云ヘリ

第五号 吉田、英國委員ニ懇談セシニ

往電第四号(二)ニ閥シ英國側モ敵国ノ利益ヲ代表スル中立國ノ無制限ノ閥与ヲ欲セス赤十字国際委員会ニ対スルト同様其ノ活動ニ交戦國ノ承諾ヲ要スト主張セムト答ヘタリ他方米國ハ中立國及赤十字国際委員会ノ或ル程度ノ閥与ヲ認ムル意向ナリシニ付吉田ハ右ハ後日ノ禍ノ原因トナルヘキヲ以テ米國委員 Wilson ト懇談シ英國案(中立國及前記委員会ノ閥与ニ関シ不交戦國ノ承諾ヲ要スル案)ヲ支持スヘキヲ述ヘタルニ米委員モ米國ハ其ノ場合英案ニ賛成スルニ異成セスト語リタリ

往電第二号(一)ニ閥シ英國ハ各國徽章保護法制定ノ意アルモ瑞西ノ分ヲ數ニ入ルルハ(二十七条瑞西提案)英國側ニテ贊

ノ如キ条項ノ加ヘラルル場合モ  
ノ字句ヲ挿入シテ成ルヘク之ヲ  
イモ之ニ関スル御方針至急回訓  
各國委員と内話について  
在ジュネーヴ會議委員より  
幣原外務大臣宛(電報)  
する赤十字國際委員会の関与  
本 省 7月10日前後  
ジユネーヴ 7月9日後  
二号ニ閲シ  
我現行法ニ抵触スル箇条ヲ除ク  
給シ俘虜待遇ニ関スル中立国及  
ノモ成ルヘク防止スル方針ナル  
府ハ委員会ノ閥与ヲ欲セサル  
同意ヲ要スルコトヲ主張スヘキ  
セシニ  
ジユネーヴ 7月12日前  
本 省 7月12日後  
國側モ敵國ノ利益ヲ代表スル中  
ヘ赤十字國際委員会ニ対スルト  
品ヲ要スト主張セムト答ヘタリ  
國際委員会ノ或ル程度ノ閥与ヲ  
右ハ後日ノ禍ノ原因トナルヘ  
ト懇談シ英國案(中立国及前記  
國ノ承諾ヲ要スル案)ヲ支持ス  
不國ハ其ノ場合英案ニ賛成スル  
國ハ各國徽章保護法制定ノ意ア  
(二十七条瑞西提案)英國側ニ  
在ジユネーヴ會議委員宛(電報)

付記 昭和四年七月一日付在ジュネーヴ下村陸軍  
中佐より宇垣陸軍大臣宛下電第二号  
訓

本省 7月12日後発

第二号

陸軍大臣ヨリ下村委員へ  
下電第二号ニ関シテハ電文ノ趣旨ニテ差支ナシ

(付記)

ジユネーヴ 7月11日前10時35分發

陸軍省 7月11日後10時20分着

下電第二号

一、議案第十乃至第十五条ニ对スル日本ノ対案ハ投票ノ結果僅カノ差ニテ否決セラレタルモ英仏二国新ニ我ガ方針  
ニ賛成シ原案ト我ガ対案トノ中間案ニテ其ノ後ノ審議ヲ

ト思考スルニ付テハ右ノ如キ条項ノ加ヘラルル場合モ出来得ル限り之ヲ許サハ等ノ字句ヲ挿入シテ成ルヘク之ヲ緩和スルコトニ努力致スヘキモ之ニ関スル御方針至急回訓ヲ請フ

469 昭和4年7月9日 在ジュネーヴ会議委員より  
　　幣原外務大臣宛(電報)

　　(一) 俘虜の待遇に関する赤十字国際委員会の関与  
　　問題などにつき各國委員と内話について

　　ジユネーヴ 7月9日後発

　　本 省 7月10日前着

第四号

在瑞西公使宛貴電第一二二号ニ関シ

(二) 条約案ヲ簡単ニシテ我現行法ニ抵触スル箇条ヲ除クコトニ努メ居レリ

(一) 主ナル国ノ委員ト連絡シ俘虜待遇ニ関スル中立国及赤十字国際委員会ノ関与ヲモ成ルヘク防止スル方針ナナル処英國委員 Warner ハ政府ハ委員会ノ関与ヲ欲セサルニ付之ニハ必ス交戦国ノ同意ヲ要スルコトヲ主張スヘキ旨ヲ

吉田二内話シ米国委員 Wilson ハ米國カ墨西哥ニ於テ日  
本カ滿州ニ於テ戰フ場合右委員会ノ干涉ヲ許ササルコト  
然ルヘク而シテ敵國ノ利益ヲ代表スル中立國ノ関与ヲ拒  
ミ難キニ付其ノ代表者又ハ其ノ委任ニ依ル右委員会ノ關  
与ヲ許ス方針ナリト言ヒシニ付吉田ハ同委員会ヨリノ派  
遣者カ交戰國ノ欲セサル人ニ非サルコトヲ要スヘク又中  
立國カ委任ヲ為スニ其ノ責任ニ於テスルヲ要スヘシト述  
ヘシニ対シ米委員ハ前者ヲ主張スルコト困難ナランモ日  
本之ヲ欲セハ後者ヲ主張スルヲ辞セサルヘシト内話セリ  
(三)往電第二号(三)ニ関シ同米国委員ハ平時仲裁々判ヲ諾スヘ  
キモ戰時之ヲ欲セス争議ハ交戰國間ニテ妥結ノ方針ナリ  
ト内話シ前記英國委員ハ右重大問題ナルモ実ハ考ヘシコ  
トナシ早速研究スヘシト答ヘタリ

~~~~~

470

昭和4年7月12日 在ジュネーヴ委員会議員より
幣原外務大臣宛(電報)

俘虜の待遇に関する赤十字國際委員会および
中立國の関与問題につき英米両国委員との内
話について

訓

本省 7月12日後発

付記 昭和四年七月一日付在ジュネーヴ下村陸軍
中佐より字垣陸軍大臣宛下電第二号

俘虜条約案に対する我が方対案処理につき請
訓

陸軍大臣ヨリ下村委員へ

下電第二号ニ関シテハ電文ノ趣旨ニテ差支ナシ

付記

ジユネーヴ 7月11日前10時35分発

陸軍省 7月11日後10時20分着

下電第二号

俘虜待遇分科会其後ノ経過左ノ如シ

一、議案第十乃至第十五条ニ對スル日本ノ対案ハ投票ノ結果僅カノ差ニテ否決セラレタルモ英仏二国新ニ我が方針ニ贊成シ原案ト我ガ対案トノ中間案ニテ其ノ後ノ審議ヲ

ナシタル結果分科会ノ決議トシテ原案中ノ數字規定ヲ削除シ又收容所ノ設備及俘虜ニ与フル食事ノ品質及分量ハ其ノ地方ニアル我が補充隊若クハ舍營部隊ト略同一ナラシメ又被服ニ付テハ概不原案第十五条ノ規定ヲ存置スル

コトトナレリ原案第十二、第十三条ハ日本ノ削除説通過セズ

二、將校ノ特別待遇ニ付テハ原案第二十二条ノ削除ヲ要求

セシニ多數決シテ通過セリ

右ノ二要件ハ近ク俘虜総会ニ報告セラルル筈御意見至急指示ヲ乞フ

472 昭和4年7月13日

在ジユネーヴ會議委員より
幣原外務大臣宛(電報)

衛生航空機問題に関する討議について

ジュネーヴ 7月13日後発
本 省 7月14日前着

第七号

衛生航空機問題ハ既ニ分科会ノ決議ヲ経テ本十二日赤十字總会ノ討論ニ付セラレタリ其ノ結果略確定ト認メ得ル件左

ノ如シ

一、衛生航空機ハ中立ノ印トシテ全体ヲ白色ニ塗リ翼ノ下ニ赤十字ト所属軍ノ紋章トヲ付ス

二、特別ノ許可ナキ限り戦線ヲ横断シ又ハ所属軍ノ

出ツル事並ニ築城シタル地帯ノ上ヲ飛行スルコトヲ禁ス

三、地上ヨリ着陸要求ノ信号アリタル時ハ之ニ服従スヘキ事信号ノ手段ハ條約中ニ規定セス別ニ之ヲ定ム

右ノ内第一項ニ付テ日本委員ハ高サノ制限ヲモ必要トスルコトヲ最後迄主張セシモ投票ニテ否決セラレタリ次ニ航空機ヲ戰場衛生勤務全般ニ利用スルコトヲ認メテ之ニ中立権ヲ与フヘキヤ又ハ當分ノ内単ニ傷病者ノ後送機関トシテ其ノ中立ヲ許スヘキヤニ付テハ未タ委員会ノ議論決着セス

473 昭和4年7月14日 在ジユネーヴ會議委員より
幣原外務大臣宛(電報)

衛生航空機の任務に関する討議状況について

ジュネーヴ 7月14日前發
本 省 7月14日後着

第八号

往電第七号末段中立権ヲ与フル衛生航空機ノ任務ヲ如何ニ定ムヘキヤノ問題ハ分科会ニテハ殆ト全員一致ニテ之ヲ傷病者ノ後送機関ニ局限スル様採決シ總委員会ニ報告セシ処英米二国ヨリ之ヲ広ク戰時衛生勤務全般ニ利用スル様拡張スヘシトノ意見新ニ提出セラレタルモノナリ

英米ノ説ハ一般論トシテハ尤モノコトニシテ陸上交通ノ不便ナル戰地又ハ殖民地戰争ニハ至極便利ナルヘシト思ハル然レ共無制限ニ中立飛行機ノ使用ヲ許ストキハ遂ニハ往電第七号第二項ノ飛行制限ヲモ撤廃セサルヘカラサルノ結果ヲ來ス虞アリテ之カ為陸戰ノ場合敵ノ空中視察ヲ妨クルコト不可能トナルヘク殊ニ我国ノ立場トシテハ同意シ難シト信ス

英米ノ主張ハ仲々強硬ニシテ既ニ相当ノ賛成者アルヲ以テ

多數決ニ依リ此ノ説通過スルヤモ計ラレス此ノ場合ニ於テモ往電第七号第二第三項丈ケハ極力其ノ存続ヲ主張スル予定ナリ尚本問題ニ關シ英國委員カ極秘トシテ吉田ヘノ内話左ノ通

英國政府ハ近東ニ於ケル戰争ノ場合ヲ慮リ衛生航空機ヲ一

(二) 仔細處罰および衛生航空機問題に関する我が方対応につき訓令

474 昭和4年7月15日 在ジユネーヴ會議委員より
幣原外務大臣宛(電報)

本 省 7月15日後發

第三号

貴電第二号ニ関シ

左ニ依リ措置セラレ度シ

(一) 目下研究中追テ訓令ス

(二) 仔細處罰ノ規定ハ貴見ノ通現行法令ト抵触スル嫌アル事項アリ例ヘハ本邦俘虜處罰ニ關スル法律ニ依レハ俘虜ヲ死刑ニ處スル場合アル處第四十七条第二項ノ toutes les peines corporelles 二ハ死刑ヲモ含ムモノトセバ(尤モ通

記法律ニ抵触スヘシ故ニ第四十七条第二項ハ削除スルヲ

可トス又第四十九条ハ其第二項ニ於テ列举スル事項ニ閲シテハ懲戒罰ヲ課スヘシト規定スルモ本邦軍律ニ於テハ右ノ如キ場合ニモ裁判的处罚ヲ課スル事アルヘケレハ第

四十九条モ亦削除スルヲ可トス(英國提案ニハ第四十七

条、第四十九条ハ削除サレアリ)

又赤十字条約案第二十七条、第一十八条ニ閲シテハ本邦

トシテハ現行条約以上ノ義務ヲ負担セサルヲ可トスルヲ

以テ第二十八条ノ et d'une manière générale tous actes

contraires aux dispositions de la Convention ヲ削除ス

ルヲ可トス(英國提案ニハ第二十七条、第一十八条ハ削除

サレアリ)

(三)何レカノ国ヨリ具体的ノ提案アリタルヤ若シ然リトセハ

案文電報アリタシ

(四)陸戦ト海戦トハ情況ヲ異ニスルヲ以テ別々ニ考慮スルヲ

可トスヘシ

(1)陸戦ニ閲シテハ、(4)及貴電第二号後段ノ(一)ニ閲シ衛生

飛行機ハ戰場ニ於テ之カ識別取締困難ナル事情アルニ

付貴電ノ趣旨ニ依リ禁止ノ場合ヲ出来得ル限り具体的

二規定スル様努メラレ度シ
 (ロ)海戦ニ閲シテハ、衛生飛行機ハ海軍ノ閲スル限り殆ント之カ利用ノ価値ヲ認メス衛生飛行機ノ取扱ニ閲シテハ英案ニ同意ス
 (以下陸軍大臣ヨリ下村委員へ御伝ヘヲ請フ)
 貴電第二号後段ノ(2)及(3)ニ閲シテハ貴電ノ通
 貴電第二号後段ノ(2)及(3)ニ閲シテハ貴電ノ通
 475 昭和4年7月15日 (幣原外務大臣より
 在ジュネーヴ會議委員宛(電報)
 俘虜条約の海戦への適用につき海軍大臣より
 海軍三浦委員へ訓令
 本省 7月15日前発
 第四号
 貴電第三号ノ一二閲シ
 海軍大臣ヨリ三浦委員へ
 貴見ノ通處理セラレ差支ナシ特ニ海戦ニ於ケル戰闘動作ノ
 妨碍トナル如キ規定及海上ニ於テ俘虜取扱上実行困難ナル
 如キ条項ヲ加ヘサル様努ムヘシ
 尚帝国政府ヨリ曩ニ瑞西國政府ニ回答セル通「ジュネーヴ」

條約ノ原則ヲ海戦ニ應用スル條約及病院船ニ閲スル條約ヲ

モ調査審議スルヲ適當ト認ムルモ新ニ俘虜条約ヲ海戦ニ適
用スルコトヲ審議スルハ考慮ヲ要スヘシ

状況について

476 昭和4年7月17日 (幣原外務大臣より
 在ジュネーヴ會議委員宛(電報)

スイス国旗徽章の乱用防止に関する訓令

本省 7月17日後発

別電 昭和4年7月17日付在ジュネーヴ會議委員

より幣原外務大臣宛第一〇号

条約解釈に関する条項案

ジュネーヴ 7月17日後発

本省 7月18日前着

ジユネーヴ 7月17日後発

本省 7月18日前着

第九号

第五号
 貴電第二号前段(1)ニ閲シ

國ノ紋章、旗章及其他ノ徽章等ノ保護ニ閲シテハ一九二五年海牙ニ於テ改正セラレタル工業所有權保護同盟條約第六

条ノ三ニ於テ既ニ規定スル所ナルニ依リ本件條約ニ於テ特ニ瑞西國々旗徽章ノミノ濫用防止ヲ規定スルハ適當ナラス

ト認メラルニ付瑞西國修正案ニハ反対セラレ度シ
 ~~~~~

(1)俘虜委員会ノ両分科会ハ原案大部ノ審議ヲ終リ赤十字委員会ハ同日迄ニ原案第二十七条迄ノ審議ヲ終ヘタリ

(2)俘虜ノ衣食住ニ閲スル規定緩和ノ件中立國衛生勤務員力

独斷ニテ戰場ニ進入スル事ヲ制限スルノ件衛生航空機ノ

戰場ニ於ケル行動範囲制限ノ件等ニ付テハ多分既ニ報告

セル程度ニテ總会ヲ通過スルナラント思ハル

(3)然レトモ會議ノ空氣トシテ最近戰役ニ鑑ミ可成具体的ニ

傷病者衛生各機關ノ保護及俘虜ノ優遇手段ヲ規定シ且国際的ニ之カ履行ヲ調査監督シ得ヘキ方法ヲ定メントスル

希望多數國委員ノ間ニ横溢シアルト總テノ決議カ多數決

ナルトノ為完璧ニ我カ主張ヲ貫徹シ又ハ條約ヲ簡單ナラ

シメ得サル場合鮮カラサルハ遺憾ナリ

(四)三委員ハ我カ重要ナル法令ニ抵触スル事項我カ国情及軍

事上承諾シ難キ意見或ハ條約ノ履行ニ當リ無制限ニ中立

國又ハ赤十字國際委員會ノ干渉的行為ヲ認メントスル條

項等ニ對シテハ其ノ都度之ニ反対シアルモ若シ最後ノ会

議ニ於テ我カ主張破ルルカ如キ場合ニハ留保ノ已ムナキ

ニ至ル事アルヘント信ス之等条項ノ主ナルモノニ付テハ

逐次後電ニテ報告セントス

(五)俘虜條約第一条ニ於テ海戰ニ依ル俘虜モ亦本條約ノ俘虜

ト認メラレ第三篇及其ノ他多数ノ規定ハ該俘虜カ敵ノ領

土又ハ其ノ占領地ニ揚陸シタル以後ニ於テ適用セラルル

コトニ分科会ニテ決定セリ之以上緩和スルコトハ會議ノ

空氣前述ノ通ナル為困難ナリト認メラル但シ右適用章

ハ尚審議ノ上確定スヘク海上作戦ノ妨トナルカ如キ箇条

ハ除外スヘキ筈ナルモ案文出来次第更ニ電報ス

拘ラス可決セラレタリ

(六)貴電第三号(三)ニ關シ俘虜委員會法律分科会ハ西班牙ノ提

案([ムキユーメント]〔第四十八頁〕ヲ採択セシム別電

第一〇号ヲ採用シタリ同分科会ハ終了セシニ付今後新提

#### (別 電)

ジュネーヴ 7月17日後発

本 省 7月18日後発

#### 第一〇号

##### Article 97

Afin mieux assurer application des dispositions présente convention Puissance protectrice désignée Par Etat belligérant ennemi pourra, en dehors de son

personnel diplomatique, désigner délégués appartenant à autres Etats neutres. Ces délégués devront être agréées par Etat belligérant ennemi.

Les représentants de Puissance protectrice ou ses délégués agréées seront autorisés se rendre dans toutes localités sans aucune exception, où se trouvent prisonniers. Ils auront accès dans tous locaux occupés par prisonniers et pourront s'entretenir sans témoins avec ceuxci personnellement ou par intermédiaire interprètes.

Belligérants faciliteront dans plus large mesure possible tache des représentants ou des délégués agréées de Puissance protectrice. Autorités militaires seront informées de leur visite.

#### (2) Article 98

En cas désaccord entre belligérants sur application dispositions présente Convention Puissances protectrices devront dans mesure possible prêter bons offices aux fins réglement différend.

案ハ無カルヘシト思考ス赤十字條約ニ関シテハ紛議解決

ニ関スル提案二三アリ或ハ前記別電ト同一條文ヲ議決ス

ルヤモ知レス

(八)俘虜條約ハ分科会ニ於テ來年一月一日迄ヲ調印期間ト議

決シタリ赤十字條約モ同様ノ事トナルヘシト思ハルルニ付テハ會議終了後三委員ノ意見ト共ニ條約成文郵送スヘキニ付帝国政府ニ於テ御審査ノ上留保又ハ無留保ノ御指

令ヲ得テ三委員成ルヘク速ニ調印スルコト至当ト思ハル

ル處若シ正文ノ到達ヲ俟タスシテ調印セシメラル御意

向ノ場合ニハ重要条文電報スヘシ何分ノ御指令ヲ仰ク

~~~~~

478 昭和4年7月26日 在ジュネーヴ會議(委員会)

幣原外務大臣宛(電報)

恒条約とは概ね留保の必要なしとの所見報出

ジュネーヴ 7月26日前發

第一四号

兩條約成文ニ対スル我委員ノ所見左ノ如ハ
一、兩條約ニ對スル我政府ノ訓令及從來各委員ヨリ電報セ

シ意見ハ我国内法抵触条項ノ若干ヲ除クノ外概々採用セ
ラレ少クモ実行上他ヨリ拘束ヲ受クル虞ナカルヘシ

二、俘虜取扱上ノ事務其ノモノニ付テハ往電第九号第三項

ノ理由ニ依リ海牙條約陸戰法規ニ比シ各種ノ規定具体的

トナリタル為同業務ハ從來ヨリ複雜トナルヲ免レス

限スル規定及兩條約履行監督ノ為中立國等カ干涉シ得ル

範囲ハ何レモ相当ニ緩和セラレタリ

三、俘虜條約ヲ開戦俘虜ニ適用スル為ノ条件俘虜処罰ヲ制

ナカラント認ム

之ヲ要スルニ兩條約共立法關係事項ノ外ハ先ツ留保ノ必要

ナカラント認ム

479 昭和4年7月27日 在ジユネーヴ会議委員より
幣原外務大臣宛(電報)

兩條約調印式にあたり議定書のみ署名につ

いて

ジユネーヴ 7月27日後発
本 省 7月28日前着
第一五号

往電第四八一号ニ関シ

二十日外務省ヨリ回答ニ接シタルカ英國側ニ於テハ赤十字
條約案第二十八条ノ解釈ニ関シ同條約効力発生前既ニ使用
中ナル瑞西國徽章(armories de la Confédération Suisse)
又ハ類似ノ章標ハ之ヲ除外スヘキ旨ノ留保ヲ付シテ調印ニ
決定セル趣ナリ尚俘虜ノ取扱ニ關スル條約ニ付テハ調印ハ

480 昭和4年12月20日 在英國松平大使より
幣原外務大臣宛(電報)

赤十字條約には留保付、俘虜條約には無留保
で調印との英國の意向について

ロンドン 12月20日後発
本 省 12月21日前着

第四九三号

無保留ニテ行ハルヘキモ第六十六条末段ノ解釈ニ付疑アリ
同条所定ノ「三ヶ月」ノ期間ハ英國側見解ニ依レハ通告カ
俘虜ヲ保護スル國ニ到達シタル日ヨリ起算セラルヘキモノ
ニシテ右趣旨ハ近日中瑞西國ニ通牒セラルヘキ趣ナリ一件
書類郵送ス
瑞西ニ転電セリ

481 昭和4年12月28日 在ジスイス吉田公使宛(電報)

俘虜条約には無留保で調印方訓令

付 記 昭和四年一二月條約局第二課

赤十字條約および俘虜条約に関する外務、陸

軍、海軍省協議録

本 省 12月28日後発

第二三号

松平大使発本大臣宛第四九三号ニ関シ

俘虜ノ待遇ニ関スル條約ノミ無留保ニテ調印セラレ度シ赤
十字條約ニ関シテハ追テ訓令ス下村委員三浦委員ニ御伝ア
リ度シ

(イ) 第十三条第一項「同一ノ扶養、同一ノ宿舎」ト条文ニ
ハアレトモ實際問題トナレルトキハ必ス外國ハ日本ニ
対シ文句ヲ云フコトニナルト思フカ如何
○ 「如何ニ問題ニナルトモ日本トシテハ條約文ニカクノ
如クアルテハナイカト突張レハ可ナラン」
(ロ) 第十八条衛生航空機問題ニ関シテハ高度ノ制限ヲ除キ
其他ハ大体陸軍ノ主張ノ通リトナレリ

(ハ) 第二十四条第三項ノ結果主務官庁カ救恤協會ニ對シ
銘々特別ノ記章ヲ定メテ与ヘル様ナコトニナリ其ノ為
ニ国内法ヲ新ニ作ル様ナコトニナルノカ

- 「此處ニ所謂殊別記章トアルハ赤十字記章ノコトテアルカラ銘タノ協会ニ別個ノ記章ヲ与ヘル趣旨テハナリ又「国内法ニ從ヒ」云々トアルハ記章ノ濫用ヲ防止スル意味テアルト思フ日本ニハ既ニ此ノ目的ノ為ニハ勅令(大正二年勅令第十六号赤十字記章名稱等使用者处罚ノ件)モアルコトデアルカラ本項ハ此儘テヨイト思フ」
- 其ノ他訳語ニ闇シテハ「認識票」ハ第四条第三項テハ plaque d'identité ルアリ第九条末項テハ pièce d'identité ルナツテキル
- 又 moyens de transport ハ第十二条末項テハ「輸送方法」トアリ第十四条第一項テハ「輸送機関」トナツテキル此等ノ点然ル可ク訂正アリ度シ
- 「之ハ外務省ノ作レル仮訳テアルカラ何レ訂正ニナル点モ多イト思フ」
- 海軍側ノ問題トセル点
- (1)第十八条ノ衛生航空機ハ海軍トシテハ因ル
- 「第十八条ハ文句ノ体裁上ヨリ云フモ陸戰ノミノ規定ト思ハル又委員ノ報告ニモ『海戰ニ於ケル衛生航空機

- ノ利用ニ付テハ本會議ニ於テ幸ニ之ニ触ルルコトナカリキ』トアルカラ海軍側ノ心配ハナキト思ハル」
- (2)第二十一条ニ「陸軍官憲」トアルカ之ハ場合ニ依リ「海軍」ニモ入ル様ニセヌト因ルコトナキヤ
- 「原語ハ autorité militaire ルアルカラ『軍事當局』ト訳セハ可ナラン」

- 三、俘虜條約ニ闇シテハ
陸軍側ノ意見
- (1)第五十一条第一項ハ guin auront coopéré à l'évasion
ノ coopéré の意味ニ從ヒ區別シテ考察スル要アリ「共謀」ノ意味ナレハ從來陸軍テモ刑罰ニ付シテ居ラヌ故ニ陸軍刑法第九十一条ト抵触セス若シ「帮助」ノ意味トスレハ本項ハ陸軍刑法第九十一条ト抵触スル故ニ陸軍刑法ヲ改正スル要アルヘシ
- (2)第六十二条第三項ノ如キハ戦場ニ於テハ実行不可能テアルカ第六十三条ニモアル通り「捕獲國軍隊ニ属スル者ト同一」ニスレハヨイト了解シテ其儘トス
- (3)其他ニモ陸軍トシテ云ヒ分ハ種々アルカ既ニ會議ニ於テ日本ノ主張ヲ大イニ述ヘタコトテアルカラ條約ノ人

483 昭和5年1月11日 在スイス吉田公使より
機密第九号

改正赤十字條約および俘虜條約に署名について
(2月5日接受)

昭和五年一月十一日
在瑞西

特命全權公使 吉田 伊三郎 (印)

外務大臣男爵 幣原 嘉重郎殿

赤十字條約及俘虜條約ニ署名ノ件

俘虜條約ニ闇シテハ客年貴電第二二三号ヲ以テ御訓示ノ次第

アリ仍ツテ三浦、下村両中佐ニ対シ三委員同時ニ署名スルノ必要ナク又態々俘虜條約署名ノミノ為ニ「ベルン」ニ来る必要ナキニ付赤十字條約署名ノ際同時ニ同條約ニ署名セハ可ナル可キ旨申送リ置キタル処両委員トモ同意見ナリシニ付其ノ儘ニ致シ置ケリ

赤十字條約ニ闇シテハ本月八日着貴電第一号ヲ以テ御訓令トノ留保ヲ付シテ署名スルコトニ決定シタルニ付右留保ノ仏文貴方ニテ作成ノ上至急署名セラレタク尚署名済ノ上ハ時日並ニ留保仏文電報アリタシ

翌九日本官瑞西外務省ニ赴キ俘虜條約ニハ無留保ニテ署名

シ赤十字条約ニハ前記留保ヲ本官自ラ条約ニ書キ入レタル
上署名シタルカ両条約ニハ本官署名ノ日ヲ記入セス又官名
ヲモ付セス単ニ署名セシノマナリ

三浦、下村両中佐ニハ今月中ニ署名アリ度キ旨申送リタリ

右報告ス

追テ八日瑞西外務次官ノ語ル所ニヨレハ英國ノ留保原文ハ
英文ナリシニ付仮文ニ翻訳スルコトヲ求メ英國委員之ヲ承
諾シタルヲ以テ瑞西外務省ニ於テ条約書ニ之ヲ書キ入レタ
ル上同國委員之ニ署名セリ(右留保文別紙乙号ノ通り)加
奈陀、豪州ハ遠カラス署名スルコト思ハルカ何等通報
ニ接セサルハ波斯、「コロハニア」及「ヴェネズエラ」ナリ
兎ニ角日本署名セラルレハ大国ハ全テ渝フコトトナリ誠ニ
喜ハシム語レリ

(別紙甲号)

Tout en acceptant en principe les dispositions de

l'article 28,

Le Japon fait des réserves quant à la date de mise en
vigueur de l'interdiction prévue sous lettre b. du dit
article.

III 昭和九年一月一五日付長谷川海軍次官より

重光外務次官宛官房機密第一九八四号ノ三

俘虜条約の批准奏請には反対の旨回答

四 昭和九年一〇月一二日付廣田外務大臣より岡
田(啓介)總理大臣宛条一機密第六一八号

改正赤十字条約の批准奏請

五 昭和九年一〇月二〇日付村上枢密院書記官長
より一本(喜徳郎)枢密院議長宛審査報告

改正赤十字条約の批准について

六 昭和九年一〇月二十四日付枢密院本会議における
外務大臣説明案

改正赤十字条約批准奏請経緯

七 昭和九年一〇月二四日付枢密院本会議議事録
改正赤十字条約の批准について

昭和六年二月二十三日

調査第一一一一號

昭和六年二月二十三日

日本赤十字社社長 公爵 德川 家達 (印)

外務次官 永井 松三殿

千九百一十九年七月二十七日ノ条約批准ニ閏

Le Japon entend que cette interdiction ne s'applique pas aux armoiries et signatures qui auraient été en usage ou enregistrées avant son entrée en vigueur.

Les délégués du Japon signent la présente Convention moyennant les réserves susmentionnées.

~~~~~

484 昭和六年2月23日 德川(家達)日本赤十字社社長より  
永井外務次官宛

改正赤十字条約および俘虜条約の我が方批准

このへんに總赤十字委員会より督促にござり

付記 I 昭和九年八月九日付重光外務次官より橋本

(虎之助)陸軍、長谷川(清)海軍各次官宛条一

機密合第三〇九一號

改正赤十字条約および俘虜条約の批准奏請に

つづて

II 昭和九年九月六日付橋本陸軍次官より重光外  
務次官宛陸密第五一一號

改正赤十字条約の批准奏請には異存ないが俘

虜条約の批准奏請には反対の旨回答

### スル件

千九百一十九年七月「ジュネーヴ」ニ於テ締結ノ「戦地軍  
隊ニ於ケル傷者及病者ノ状態改善ニ関スル条約」及「俘虜  
ノ待遇ニ関スル条約」ニ関シ赤十字社ハ各其ノ本国政府ニ  
対シ成ル可速ニ之カ批准ヲ了セラル様勧誘セラレ度趣ヲ  
以テ本社ニ対シ赤十字国際委員会ヨリ千九百三十一年一月  
二十日付通牒第二九五号ヲ以テ別紙写ノ通申越候ニ付同写  
茲ニ及御送付候也

### (付 記 I)

条一機密合第三〇九一號

昭和九年八月九日

外務次官 重光 葵

陸軍次官 橋本 虎之助殿  
海軍次官 長谷川 清殿

「戦地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ状態改善ニ関ス

ル千九百一十九年七月二十七日ノ『ジュネーヴ』

条約」及「俘虜ノ待遇ニ関スル千九百一十九年七  
月二十七日ノ条約」御批准方奏請ニ閏

本件ニ関シテハ昭和六年六月五日付条二機密合第一七三九号ヲ以テ申進メ置キタル処當省ニ於テハ近ク右二條約ニ對シ御批准方奏請ノ手続ヲ執リタキ意向ナルモ右差支ナキヤ貴省ノ御意見折返シ御回示相成度シ

追而戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル條約  
新旧対照表一部添付ス(省略)

（付記二）

陸密第五二一號  
（昭和9年9月7日接受）

戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル  
千九百二十九年七月二十七日ノ「ジュネーヴ」條  
約及俘虜ノ待遇ニ關スル千九百二十九年七月二十  
七日ノ條約御批准方奏請ニ關スル件回答

昭和九年九月六日

陸軍次官 橋本 虎之助（印）

外務次官 重光 葵殿

八月九日付条一機密合第三〇九一号照会ニ依ル首題ノ件中

「戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル千九百二十九年七月二十七日ノ『ジュネーヴ』條約」ニ關シテハ

二十九年七月二十七日ノ『ジュネーヴ』條約」ニ關シテハ

ハ形式ハ相互的ナルモ實質上ハ我方ノミ義務ヲ負フ片務のノモノナリ

二、俘虜ニ關スル優遇ノ保証ヲ与フルコトナルヲ以テ例

ヘバ敵軍將士ガ其ノ目的達成後俘虜タルコトヲ期シテ空

襲ヲ企図スル場合ニハ航空機ノ行動半径倍大シ帝国トシ

テ被空襲ノ危險益大トナル等我海軍ノ作戦上不利ヲ招ク

ニ至ル虞アリ

三、第八十六条ノ規定ニ依リ第三國代表ガ立会人ナク俘虜

ト会談シ得ル点ハ軍事上支障アリ

四、本條約ノ俘虜ニ對スル處罰ノ規定ハ帝國軍人以上ニ俘

虜ヲ優遇シアルヲ以テ海軍懲罰令、海軍刑法、海軍軍法

會議法、海軍監獄令等諸法規ノ改正ヲ要スルコトナル

モ右ハ軍紀維持ヲ目的トスル各法規ノ主旨ニ徵シ不可ナ

リ

右ノ理由ニ依リ本條約ハ御批准方奏請セラレザルヲ可ト認

ム

（付記四）  
条一機密第六一八号

御批准方奏請ニ異存無之モ「俘虜ノ待遇ニ關スル千九百二十九年七月二十七日ノ條約」ニ就テハ御批准奏請ヲ為サルヲ可トスル當省ノ意見ニ付可然取計ヒ相成度

（付記三）

官房機密第一九八四号ノ三  
（昭和9年11月16日接受）

昭和九年十一月十五日

海軍次官（印）

外務次官殿

「俘虜ノ待遇ニ關スル千九百二十七年七月二

十七日ノ條約」御批准方奏請ニ關スル件回答

八月九日付条一機密合第三〇九一号ヲ以テ照会ノ首題ニ關シテハ不取敢官房機密第一九八四号ノニヲ以テ回答致置候處其ノ後研究ノ結果同條約ハ御批准方奏請セラレザルヲ可トスル當省ノ意見ニ有之候

（別紙）

俘虜條約ニ對スル意見

一、帝國軍人ノ觀念ヨリスレバ俘虜タルコトハ予期セザルニ反シ外國軍人ノ觀念ニ於テハ必シモ然ラズ從テ本條約

日ノ「ジュネーヴ」條約ニ關シ前記留保ヲ存シタル儘御批准ヲ仰クコト致度別紙ノ通上奏致候間可然御取計相成度

右條約ノ正文及訳文各四部相添ヘ此段及請議候也

（上奏案）

瑞西國「ジュネーヴ」ニ於テ帝國全權委員カ関係各國全權委員ト共ニ議定シ且留保ノ上署名シタル戰地軍隊ニ於ケル

傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル千九百二十九年七月二十七

日ノ「ジュネーヴ」條約ニ關シ前記留保ヲ存シタル儘御批准ヲ仰クコト致度別紙ノ通上奏致候間可然御取計相成度

右條約ノ正文及訳文各四部相添ヘ此段及請議候也

（別紙）

瑞西國「ジュネーヴ」ニ於テ帝國全權委員カ関係各國全權委員ト共ニ議定シ且留保ノ上署名シタル戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル千九百二十九年七月二十七日ノ「ジュネーヴ」條約ヲ前記留保ヲ存シタル儘御批准相成様仕度別紙御批准書案相添ヘ此段謹テ奏ス

昭和九年十月十二日

外務大臣 廣田 弘毅

(御批淮書案)

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

國西瑞力員委全權帝國朕

権委員ト共ニ議定シ且留保ノ上署名シタル戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ状態改善ニ関スル千九百二十九年七月二十七日ノ「ジュネーヴ」條約ヲ閱覽点検シ右留保ヲ存シテ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元  
年昭和 年月日

ニ於テ

行 之 目 錄

外語文獻

(付記五)

戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ状態改善ニ関スル  
千九百二十九年七月二十七日ノ「ジユネーヴ」一条

新条約ハ形式ニ於テハ旧条約ノ全部三代ルモノナルモ実質ニ於テハ其ノ一部ニ改訂ヲ加ヘタルモノニ過キス今新旧条約ヲ対比シテ其ノ相違ノ要点ヲ摘録スレハ左ノ如シ

(一)傷病者及死亡者、(二)保護二位

新条約ハ(戦線間ニ残留スル傷者)收容スル為事情、  
又限り其ノ都度局地的本戦又、討撃中止ヲ協定スルモノ。

トヨ定メ（第三条第一項）(口)傷病者及死亡者ノ認識方法

及相互通知並死亡ノ確認遺品ノ蒐集交換等ニ関スル規定

ヲ詳密ニシ（第四条第一項乃至第四項）ハ交戦者ハ敬意

テ以テ死亡者ヲ埋葬シ其ノ墳墓ヲ尊敬スヘク又戦争開始

三陽三陰三坤三乾三奇三吉三凶三合三正三  
理卦花二首文質圖之

第五項乃至第七項)

(二)衛生機關ノ保護ニ付

新条約ニ於テハ(イ)獸医機関ノ人員材料力衛生上ノ部隊又

ハ營造物ノ一部分ヲ構成セスシテ其ノ内ニ在ルノ故ニ以

六語部隊又ハ當造物ハ併語ニ喪失ノヘリモハ二邦サハニ

トニ定メ（第八条第四項）  
（ロ）軍人タル補助看護人又ハ補助担架兵ニシテ特別ノ教育

約御批准ノ件審査報告

謹テ今回御諮詢ノ戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ状態改善ニ關スル千九百二十九年七月二十七日ノ「ジュネーヴ」条約御批准ノ件ヲ審査スルニ此ノ条約ハ赤十字條約ト通称セラルモノニシテ初メ千八百六十四年(我カ元治元年)八月治十九年六月之ニ加入シ次テ同三十九年(千九百六年)七月「ジュネーヴ」ニ於テ其ノ改正条約調印セラレ帝国ハ同四年四月之ヲ批准シタリ然ルニ其ノ後文明ノ進歩ト世界大戰ノ経験トニ鑑ミ該条約ノ規定ヲ更ニ補修スルノ必要アリト認メラレ大正十年及同十二年ノ第十回及第十一回国際赤十字會議ハ之カ改正案ヲ採択シ次テ瑞西連邦政府ノ主催ノ下ニ昭和四年七月「ジュネーヴ」ニ於テ日、英、米、仏独、伊、白等四十七箇国ノ参加ニ依リ開催セラレタル國際會議ハ前記第一回国際赤十字會議ノ採択セル條約改正案ヲ議題トシ各国ノ提出ニ係ル數多ノ提案ヲ參酌シテ之ヲ審議シ遂ニ同月二十七日新條約ヲ議定シ帝国全權委員ハ列国全權委員ト共ニ之ニ署名シタリ是レ即チ本案ノ条約ナリ

(三) 篤志救恤協會 (各國赤十字社ノ類) ノ保護ニ付

新條約ニ於テハ(イ)交戦者ハ敵ノ篤志救恤協會ノ人員ニ対シテモ自己ノ權内ニ在ル間自國軍隊ノ対当人員ト同一ノ待遇ヲ与フヘキコトヲ昭ニン (第十三条第一項) (ロ) 篤志救恤協會ノ建物ハ私有財產トシテ取扱ハルヘキコトヲ明ニシ且同協會ノ建物及材料ニ對スル交戦者ノ徵發權ハ緊急ノ必要アリ且傷病者ノ安全ヲ図リタル後ニ非サレハ之ヲ行使スヘカラサルコトヲ定ム (第十六条第一項及第三項)

(四) 衛生上ノ輸送機關ノ取扱ニ付

(イ) 旧條約ニ於テハ傷病者ノ後送機關ニ對シテノミ特別ノ

保護ヲ与ヘタルモ新条約ニ於テハ衛生人員及衛生材料ノ輸送機関ニモ同様ノ保護ヲ及ホシ且該機関中ニハ隊ヲ為ササル单独ノ車両ヲモ包含セシムルコトトシ（第十七条）

(回)新条約ニ於テハ衛生上ノ輸送機関トシテ航空機ヲ使用スルコトヲ認メ右航空機カ専ラ傷病者ノ後送並衛生人員及衛生材料ノ輸送ニ充テラル間ハ之ニ特別ノ保護ヲ与フヘク該航空機ハ機体ヲ白色ニ塗リ且國色章及赤十字ノ殊別記章ヲ付スヘク特別ノ許可アルニ非サレハ戰線及野戰病院ノ前方地帶並敵ノ領域ノ上空ヲ飛行スルコトヲ得サルモノトシ着陸ヲ命セラレタルトキハ其ノ命ニ從フヘク命ニ依リ又ハ偶然ニ敵ノ領域ニ着陸シタル場合ニ於テハ搭乗シタル傷病者、衛生人員及衛生材料並該航空機ハ引続キ特別ノ保護ヲ享ケ其ノ従業者ハ戰争ノ終了スル迄衛生勤務ニノミ使用セラルルコトヲ条件トシテ送還セラルヘキモノトス（第十八条）

(五)殊別記章及認識證明書ニ付

新条約ニ於テハ(ア)殊別記章トシテ特定ノ國ニ對シテハ赤十字ノ代リニ白地ニ赤新月又ハ赤ノ獅子及太陽ヲ使用スルコトヲ得シメ（第十九条第二項）(イ)殊別記章ハ特ニ平

旧条約ニ於テハ赤十字ノ記章又ハ名称ノ濫用ヲ禁止シタルニ新条約ニ於テハ其ノ模倣ト認メラル記章又ハ名称ノ濫用ヲモ禁止シ更ニ瑞西連邦ノ紋章又ハ其ノ模倣ト認メラル記章ヲ商標又ハ其ノ要部トシテ使用スルコトヲ禁止シ締約国政府ハ右禁止ニ必要ナル措置ヲ執リ又ハ之ヲ其ノ立法機関ニ提案スヘキモノトシ右禁止ノ法令ハ本条約実施後五年以内ニ之ヲ執行スヘキモノトシ本条約実施後ハ右禁止ニ反スル商標ヲ採用スルハ違法ナル旨ヲ定ム（第二十八条）

(八)条約違反ノ審査ニ付

新条約ニ於テハ条約違反ノ所為アリトノ主張アルトキハ一交戦者ノ請求ニ基キ関係当事者間ニ定ム手続ニ從ヒ之ヲ審査スヘク其ノ違反確認セラレタルトキハ交戦者ハ成ルヘク速ニ之ヲ止メ且之ヲ禁止スヘキ旨ノ規定ヲ設ク（第三十条）

(九)条約ノ批准、加入又ハ廃棄ニ付

(イ)旧条約ニ於テハ一国ノ加入ハ他ノ諸国カ異議ヲ述ヘサルトキ有効ナルモノトシタルモ新条約ニ於テハ斯カル制限ヲ除キ（第三十六条第一項）(ロ)新条約ニ於テハ批准、

時篤志救恤協会ニ於テ其ノ博愛事業ノ為内国法令ニ從ヒ又傷病者ノ無料救護所ニ於テ其ノ國ノ赤十字社ノ許可得テ之ヲ使用スルコトヲ得ルモノトシ以テ右記章ノ濫用ヲ防キ（第二十四条第三項及第四項）(イ)衛生人員ノ携帯スヘキ認識證明書ノ形式ヲ詳定シ衛生人員ノ記章及認識證明書ハ如何ナル場合ニ於テモ之ヲ奪フヘカラサルモノトシ（第二十一条）(ロ)衛生上ノ移動部隊ハ必スシモ其ノ属スル交戦国ノ国旗ヲ掲揚スルヲ要セサルモノトシ（第二十二条第一項）(ホ)交戦者ハ衛生上ノ部隊及當造物ヲ表示スル殊別標章ヲ敵軍ニ明ニ認識セシムル為出来得ル限りノ手段ヲ執ルヘキモノトシ（第二十二条第三項）(ヘ)交戦者ニ役務ヲ提供スル中立國ノ衛生上ノ部隊ハ自國ノ国旗ヲモ掲揚スルコトヲ得ル旨ヲ定ム（第二十三条第二項）(六)条約ノ適用ニ付

旧条約ニ於テハ交戦国ノ一カ締約国ニ非サルトキハ他ノ締約国ハ本条約ヲ遵守スルノ義務ナキモノトシタルモ新条約ニ於テハ交戦国中ニ非締約国アルトキト雖締約国間ニハ本条約ノ適用アルモノトス（第二十五条）

(七)特殊記章及瑞西連邦ノ紋章ノ使用ノ禁止ニ付

止ハ其ノ施行前ニ使用又ハ登録セラレタル紋章及記章ニ

ハ及ハサルモノト了解スル旨ノ留保ヲ為サシメタリ而シ

テ茲ニ該留保ヲ存シテ右条約ヲ御批准アラセラレムトス

ルモノナリ

帝国全權委員カ本條約ニ署名シタル後今ヤ既ニ約五年ヲ

経過シ内閣ニ於テ其ノ御批准ヲ奏請スルコトノ遲延シタ

ルハ当局ノ説明ニ依レハ本條約ト関連アル工業所有權保

護同盟条約ノ處理ノ遲レタルト本條約ト同時ニ議定セラ

レタル俘虜ニ関スル條約ノ審議ニ年月ヲ要シタルトニ職

由スルモノナリト言フ

接スルニ本案ノ条約ハ人道主義ニ基キ博愛精神ヲ旨トシ能フ限り戦争ノ慘禍ヲ軽少ナラシムル目的ヲ以テ戰地軍隊ニ於ケル傷病者及死亡者ノ保護ヲ厚ウスル為在来ノ赤十字条約ニ必要ナル改正ヲ加ヘ以テ其ノ目的ノ達成ニ一段ノ進展ヲ來サムトスルモノニシテ其ノ趣旨ニ於テ固ヨリ不可ナル所ナク其ノ条規モ亦大体ニ於テ支障ナキモノト認ム而シテ之カ署名ニ際シ帝国代表者ノ為シタル留保ハ別ニ不都合ノ廉ヲ認メス仍テ本件ハ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルヘシト思料ス

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

昭和九年十月二十日

枢密院議長男爵 一木喜徳郎殿

(付 記六)

十月二十四日枢密院本會議ニ於ケル大臣説明案

只今書記官長ノ報告セラレマシタ所ヲ補足旁々一言申上ケタイト存シマス

本條約カ所謂赤十字条約ナルモノテアリマスコトハ書記官長ノ審査報告書中ニモ説明ノアツタ通テアリマスカ御承知ノ様ニ目下第十五回国際赤十字会議カ東京テ開催中テアリマシテ同會議ノ議題中ニハ本件赤十字条約ノ批准問題モアリマスノテ會議主催國タル我が國トシマシテ本條約カ日本院ノ御承認ヲ得ルコトトナリマスレハ非常ニ好都合ニ存スル次第テアリマス

次ニ本條約ノ御批准ヲ今日迄奏請出来ナカツタ理由ニ付テ申述ヘタイト思ヒマス

第一ニ本條約ハ一九〇六年ノ赤十字条約改訂ト俘虜ノ待遇ヲ奏請スルニ至リマシタ次第テアリマス  
斯様ニニツノ理由カアリマシタカ俘虜条約ノ方ニ付テハ最モ關係ノ深イ陸海軍兩省ノ方テ大体我が國トシテハ之ヲ批准セナイ方カヨクハナイカトノ意見ノ様テアリマスノテ政府ト致シマシテハ赤十字条約ハ俘虜条約ト切離シテ今回手続ヲ進メルコトト致シマシタ又工業所有權條約ハ過日本院ニ御諮詢アリ加入ノ運ニ至リマシタノテ茲ニ本條約ノ御批准ヲ奏請スルニ至リマシタ次第テアリマス

第二ニ此ノ赤十字条約第二十八条ニハ新ニ瑞西国ノ紋章保護ニ関スル規定カ挿入セラレマシテ同國ノ紋章ヲ商標等ト

シテ使用スルコトヲ禁止スルコトトナリマシタカ一方我国ハ瑞西国ノ紋章タケヲ单独ニ且片務的ニ保護スルト云フ様ナ措置ヲ執ルコトハ面白クナイト考ヘマシタハカリテナク

他方一九二五年ノ工業所有權條約ニハ一般的ニ各國ノ國ノ紋章ヲ商標等トシテ使用スルコトヲ禁止スル旨ノ規定カアルノニ鑑ミマシテ右赤十字条約上ノ義務ハ工業所有權條約上必要ナ措置ヲ執ルコトニ依リマシテ果シ得ヘキモノト考ヘ右工業所有權條約ヲ我國ニ於テ実施スル見込カツイタ上テ赤十字条約ノ御批准ヲ奏請スルコトカ實際上適當ト認メ

(付 記七)

戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ関

スル千九百二十九年七月二十七日ノ「ジュネ

ー」条約御批准ノ件

昭和九年十月二十四日(火)午前十時ヨリ宮中東溜ノ間ニ於テ天皇陛下臨御ノ下ニ戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ関スル千九百二十九年七月二十七日ノ「ジュネー」条約御批准ノ件枢密院本會議ニ上程セラル当日枢密顧問官並ニ各大臣及本件關係ノ政府側委員ノ出席スルモノ左ノ如シ

枢密院側 一木議長、久保田、富井、黒田、桜井、荒井、

河合、鈴木（賈）、石井、有馬、原、窪田、栗野、元田、  
政府側 岡田首相兼拓相、廣田外相、林陸相、町田商相（大  
角、後藤、小原、藤井、山崎、松田、内田ノ各大臣欠席）  
鈴木（壯）、石塚、阪本、清水、藤澤、林ノ各顧問官（平  
沼副議長、金子、石黒、石原、石渡ノ各顧問官欠席）  
村上書記官長、堀江書記官、武藤書記官  
外務省 重光次官、栗山條約局長、小林條約局第一課長、  
結城事務官  
陸軍省 永田軍務局長、日高書記官、原中佐  
海軍省 吉田軍務局長、横山少佐  
商工省 村瀬商務局長、中松特許局長官、安達特許局總務  
ノ審査報告アリタル後顧問官ト政府側トノ間ニ左ノ如キ質  
部調査課長、辻工務局工政課長  
疑応答アリタリ  
拓務省 副島殖産局商工課長  
一木議長午前十時十五分開会ヲ宣シ別紙ノ通村上書記官長  
ノ審査報告アリタル後顧問官ト政府側トノ間ニ左ノ如キ質  
河合顧問官「本條約ノ改正ハ人道及世界大戦ノ経験ニ鑑ミ  
大イニ敬意ヲ払フヘキモノト思考ス然レ共斯カル條約ハ  
ナシタル場合相手國ハ報復手段ニ訴ヘ  
又仮ニ敵側中ニ本條約ニ加盟セサル国アリテ該國ノ軍隊  
カ殘虐ナル行為ヲ為シタル場合相手國ハ報復手段ニ訴ヘ  
又ハ世界ノ輿論ヲ喚起シテ之ヲ防圧スル等ノ方法モアル  
ヘク要スルニ政府トシテハ人道上ヨリ見テ新條約ノ規定  
カ適當ナリト思考スル次第ナリ」  
河合顧問官「外務省ノ立場ヨリスレハ只今條約局長ノ御答  
弁ノ御趣旨ハ尤モナリト思考ス非締盟國トノ戦争ニ於テ  
モ出来ル限り本條約ヲ適用スルハ人道上結構ノコトナリ  
然レ共軍ノ心理ヨリ考フルトキハ非締約國ノ軍隊カ残酷  
ナル行為ヲ為ストキ相手交戦國ハ其ノ軍隊カ報復的手段  
ニ出ツルコトヲ禁止スルコトハ困難ナルヘクスカクテ他ノ  
交戦國ニ対スル關係ニ於テハ條約違反ノ問題ヲ惹起スル  
セラレ第二十五条ノ規定ハ行過キナリト思ハルモ陸海

ヨリモ会議ニ代表者出席セルコトニモアリ條約締結當時ニ於ケル本条ノ審議振二付御説明アリタシ」  
永田陸軍省軍務局長「敵國中ニ本條約ニ加盟セルモノト然ラサルモノトアル場合相手国ニトリ條約違反ヲ惹起シ又ハ作戦ノ妨害ヲ來タス等ノ惧アルヲ以テ條約印ノ當時ニ於テ此ノ点ニ關シテハ充分考慮シタルモ博愛人道方面ニハ出来ル丈ヶ尽力致度シトノ見地ヨリ本條約ニ贊同セリ  
又第三条ノ射撃中止ノ協定モ實際上ハ困難ナル場合アランモ『事情ノ許ストキ』ナル制限アルヲ以テ出来得ル限り之ヲ行フ趣旨ト解シ敢テ反対セサリキ』  
阪本顧問官「只今東京ニ於テ第十五回国際赤十字會議開催中ナリ此ノ際ニ本條約ノ御諮詢アリタルハ最モ時機ヲ得タルモノト思考ス折角今日御諮詢相成タルヲ以テ若シ御裁可遊ハサレタルトキハ右會議カ解散スル以前ニ御批准ノ旨ヲ公表シ得ル様手続ヲ進捗シ得レハ極メテ好都合ナリト思考スル処政府ノ見解如何」

|                                                             |                                      |
|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 政府側                                                         | 岡田首相兼拓相、廣田外相、林陸相、町田商相（大臣欠席）          |
| 角、後藤、小原、藤井、山崎、松田、内田ノ各大臣欠席                                   |                                      |
| 法制局                                                         | 金森長官、森山第一部長、佐藤（達夫）參事官                |
| 外務省                                                         | 重光次官、栗山條約局長、小林條約局第一課長、               |
| 結城事務官                                                       |                                      |
| 陸軍省                                                         | 永田軍務局長、日高書記官、原中佐                     |
| 海軍省                                                         | 吉田軍務局長、横山少佐                          |
| 商工省                                                         | 村瀬商務局長、中松特許局長官、安達特許局總務部調查課長、辻工務局工政課長 |
| 拓務省                                                         | 副島殖產局商工課長                            |
| 一木議長午前十時十五分開会ヲ宣シ別紙ノ通村上書記官並ノ審査報告アリタル後顧問官ト政府側トノ間ニ左ノ如キ質疑応答アリタリ |                                      |

其ノ規定余リニ緻密詳細ニ亘ルトキハ作戦ノ妨害トナルコトアリ又戦争ニ於テ最モ重要ナル敵愾心ヲ喪失セシムル惧アリ

本条約ニ於テ最モ重要ナル改正ハ旧条約第二十四条ヲ新条約第二十五条ノ趣旨ニ変更シタル改正ナリト思考ス即チ旧条約ニ於テハ交戦国カ全部加入シ居ルトキニノミ条約適用ノ義務アリトセルニ対シ新条約ニ於テハ此ノ理論ヲ翻シタリニ一国間ノ戦争ノ場合ハ問題ナキモ多数国間ノ戦争ニ於テ敵側ニ条約ニ加盟セルモノト然ラサルモノトアリ且右諸国ノ軍隊ヲ混在スル場合相手方ハ加盟国ノ軍隊ト然ラサルモノトヲ区別シテ取扱フコトハ實際上困難ニシテ又作戦ニ支障ヲ來タス惧アルヲ以テ一国ニテモ加盟シ居ラサル場合ハ条約ノ適用ナシトスル旧条約ノ建前ノ方可ナリト思考スルモ如何尚条約作成ノ場合右ノ点ニ闇スル審議ノ模様ヲ承リタシ  
ト認ムルカ如何」

御諮詢相成リ御審議ヲ願ヒ得タルハ誠ニ結構ナリ又只今ノ御希望ノ点ハ之ニ添フ様ニ致度シト考ヘ居レリ  
尚本条約ノ署名後長日月ノ間御批准ヲ奏請シ得サリン事情ニ付先程書記官長ノ御報告中ニ申述ヘラレタル所ヲ補足申上タシ

先ツ本条約ハ一九〇六年ノ赤十字条約ノ改訂及俘虜ノ待遇ニ関スル条約ノ作成ノ兩者ヲ目的トシテ招集セラレタル「ジュネーヴ」會議ニ於テ審議セラレ兩條約カ同時ニ同一会議ニ於テ締結セラレタル故兩者ニ付同時ニ御批准ヲ奏請スルコト致度キ意向ナリシモ俘虜条約ニ付テハ其ノ実施ノ為ニハ陸海軍刑法等ノ改正ヲ要スルヲ以テ慎重研究ノ必要アリ之カ為速ニ御批准ヲ奏請スルコト困難ナリキ

次ニ本件赤十字条約第二十八条ニハ瑞西國ノ紋章保護ニ關スル規定新ニ挿入セラレ同國ノ紋章ヲ商標等トシテ使用スルコトヲ禁止スルコトナリタルカ一方我國ハ瑞西國ノ紋章ノミヲ単独ニ且片務的ニ保護スルカ如キ措置ヲ執ルコトハ好マサルノミナラス他方一九二五年ノ工業所有權條約ニハ一般的ニ各國ノ國ノ紋章ヲ商標等トシテ使

用スルコトヲ禁止スル旨ノ規定アルニ鑑ミ右赤十字条約上ノ義務ハ工業所有權條約上必要ナル措置ヲ執ルコトニ依リ果シ得ヘキモノト考ヘ右工業所有權條約ヲ我國ニ於テ実施スル見込ノツキタル上ニテ赤十字条約ノ御批准ヲ奏請スルコトカ實際上適當ト認メ工業所有權條約ノ処理ヲ待チ居タル次第ナリ

右ノ如クニツノ理由アリタルモ俘虜条約ニ付テハ最モ閑係深キ陸海軍兩省ニ於テ大体之ヲ批准セサル方宜シカルヘシトノ意見ナルヲ以テ政府トシテハ俘虜条約ト切離シ赤十字条約ノミニ付手続ヲ進ムルコトセリ

又工業所有權條約ハ過日本院ニ御諮詢アリ加入ノ運ニ至リタルヲ以テ茲ニ本條約ノ御批准ヲ奏請スルニ至リシ次第ナリ宣シク御審議ノ上御決定ヲ願タシ

一木議長ハ質問モ最早ヤ無キモノト認ムトテ採決ニ付シ全会一致ニテ可決セラレ十一時閉会ス

(昭和九年十月二十四日水曜日結城事務官記)

### 3 米国の常設国際司法裁判所加盟問題

485

米国の常設国際司法裁判所加入問題に関する

決議案上院外交委員会へ提出について

付 記

昭和一〇年一月条約局稿

〔アメリカ合衆国ノ常設国際司法裁判所加入問題ニ關する〕

〔拔粧〕

(6月18日接受)

普通公第一八〇号  
昭和三年五月二十五日

在 米

特命全權大使 松平 恒雄 (印)

外務大臣男爵 田中 義一殿

米国ノ国際司法裁判所加入問題ニ關スル上院

決議案ノ件

米国ノ国際司法裁判所加入問題ハ一昨年十一月十一日「カンサス・シチー」ニ於ケル「クーリッヂ」大統領ノ演説(同年往電第二〇六号)ヲ以テ一応終結セルモノト一般ニ看做

サレ爾來本件ニ關シ格別議論等モナカリシ処今期議会開会セラルルヤ「マサチユーセット」州選出共和党上院議員「デレット」ヨリ本問題ニ關シ既加入國トノ間ニ更ニ意見ノ交換ヲ行ハムコトヲ大統領ニ提言スル趣旨ノ上院決議案(別紙同決議案參照)<sup>(省略)</sup>ノ提出アリタリ  
然ルニ右決議案ノ提出ハ一般ニ意外ノ感ヲ与ヘタルモノノ如ク新聞紙等ニテモ紐育「ウォールド」其他予テ加入論ヲ高調シ居ルモノノ外ハ該提案ノ動議ハ内政上ノ理由ニ出テタルモノナルヘシトナシ(例ヘハ「デレット」カ「フーバー」)ノ大統領立候補ヲ支持シ居ル關係上右提案ハ該選舉戰ニ際シ加入論者ノ甘心ヲ買ハムカ為ニナサレタルモノナリトノ観測ヲナスモノアリ)比較的冷淡ナル態度ヲ示シ居ル處上院外交委員会ハ四月九日ニ至リ初メテ本決議案ヲ上程シ其ノ際「ボラー」委員長ハ米国上院ハ同國留保第五項ヲ変更スル意向ナカルヘク外國側ニテ米國ノ加入ヲ望マハ右留保ヲ其儘承諾スヘキノミトノ趣旨ヲ述ヘ其他ノ多數委員モ同案ニ反対又ハ頗ル氣乗セサル模様ナリシ由ナルカ五月二十